

事業事前評価表

国際協力機構 農村開発部 農業・農村開発第二グループ第三チーム

1. 案件名

国名： ナイジェリア連邦共和国（ナイジェリア）

案件名： 和名 連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト

英名 Project on Capacity Development for Nutrition Improvement in
Federal Capital Territory

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該地域の開発の現状・課題及び本事業との位置付け

ナイジェリアでは、5歳未満児の慢性的な栄養不良を示す成長障害の割合は32.9%（132ヶ国中98位）、急性の栄養不良を示す消耗症の割合は7.9%（130ヶ国中93位）であり（2016年世界栄養報告）¹、国民の栄養状態について課題を抱えている。

栄養状況の改善に当たっては、集落レベルにおける保健・農業・教育・水・衛生等の各分野での介入を有機的に連携させることが効果的とされている²。かかる観点を踏まえ、同国では国家食料栄養政策（National Food and Nutrition Policy）の実現のため、国レベルおよび地方レベルで省庁横断的な食料・栄養委員会が設置されているものの、それが集落レベルにおける包括的且つ実践的な活動に繋がっていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、JICAは食を通じた栄養改善アプローチの確立及び同アプローチを活用した集落レベルでの事業実践のためのマルチセクター体制の構築を目指す事業を実施することとした。なお、同プロジェクトの対象地域としては同国の治安状況、及び全国へ成果を波及する際のモデル効果を鑑み、連邦首都区（Federal Capital Territory（FCT））の集落を対象とすることとする。

(2) 当該国における栄養分野の開発政策と本事業の位置づけ

ナイジェリアは、2011年に国際的な栄養改善イニシアチブであるScaling Up Nutrition（SUN）に加盟し、栄養ガバナンスの強化に着手した。また、2012年にロンドンで行われた「成長のための栄養（Nutrition for Growth）サミット」を受けて、2013年に「成長のための栄養協定（Nutrition for Growth Compact）」に署名している。その際、同国栄養に関するインパクトコミットメントとして、「成長障害を2013年ベースライン値の37%から2019年までに28%に削減する」という目標を掲げている。これらを受けて連邦予算国家計画省のもとで「国家食料・栄養政策（National Food and Nutrition Policy）」の改

¹ 5歳未満の成長障害の人数は約1100万人と推計されている（Malnutrition: Nigeria Silent Crisis（<http://www.prb.org/pdf15/nigeria-malnutrition-factsheet.pdf>））。

² Taylot A, A.Dangour, and K.S. Reddy. 2013. “Only Collective Action Will End Undernutrition” The Lancet 382(9891):490-491

定が進められ、同政策は 2016 年に発表された。

本事業では、成長阻害を予防する上で重要とされている 6-23 か月の子供を主な対象者のひとつに挙げており、本事業は上記目標の達成に貢献するものである。

連邦首都区庁 (Federal Capital Territory Administration: FCTA) の 2015 年度食料・栄養委員会作業計画 (FCT 2015/2016 CFN Work Plan) によると、戦略領域は、①リソース調達、②行動変容、コミュニケーション、③研究・モニタリング/評価、④キャパシティ・ビルディング、⑤政策・調整・マルチセクターパートナーシップ、⑥栄養サービス提供、となっており、それぞれに複数の活動項目が挙げられ責任主体も記載されている。本事業は、普及員の能力強化等を通じて対象者（農村の家庭、特に母子）の行動変容を促し、栄養改善につなげるものであり、本事業の方向性は FCTA の戦略と合致するものである。

また、本事業は食を通じた栄養改善のアプローチを開発し普及することで、SDG ゴール 2: 飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の推進に貢献するものである。

(3) 当該地域に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本プロジェクトは対ナイジェリア連邦共和国国別開発協力方針（2017年12月）における「(2) 包括的かつ強靱な保健システム整備」に資する案件である。本事業は、治安リスクの比較的低い連邦首都区の地方部（農村部）の栄養改善に取り組み、将来的にその事例を全国展開することが期待される。

本プロジェクトに関連する我が国の協力としては「ラゴス州母子健康強化プロジェクト」が挙げられる。このプロジェクトでは、質の高い母子保健サービスの提供が目標とされ、対象地域のサービス提供者の能力強化、環境整備等が行われた。また、農業分野では、2011年9月～2016年4月にかけて実施された「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト」において、改良パーボイル技術が開発・普及され、コメの品質向上、農家の収入改善に貢献した。

また、ナイジェリアの栄養分野に特化したJICAの取り組みとして、2016年12月に「ナイジェリア国栄養と農業に係る情報収集・確認調査」が行われ、ナイジェリア及びFCT内の栄養と農業の現状と課題が分析された。ナイジェリアは、JICAが推進する「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」の重点国となっている。本イニシアチブは、農業・食料の側面からの介入を重視した栄養改善の促進を目的としており、本プロジェクトは IFNA案件の一つと位置付けられる。

(4) 他の援助機関の対応

他の援助機関、研究機関等が栄養に関する下記の活動を行っている。

- 国際連合児童基金 (UNICEF) : ビタミン A サプリメント、駆虫薬、鉄剤の配布等
- 英国国際開発省 (DFID) : 微量栄養素対策のプライマリーヘルスケアへの統合等

- 国際連合食糧農業機関（FAO）：栄養バリューチェーン構築、強化等
- 国際農業開発基金（IFAD）：乾季の作物栽培支援等
- 米国国際開発庁（USAID）：民間セクター強化を通じたバリューチェーン支援等
- 国際食料政策研究所（IFPRI）：農業普及員へのトレーニング等
- 国際熱帯農業研究所（IITA）：ヤムの生産性向上研究等
- Global Alliance for Improved Nutrition（GAIN）：栄養強化食品や微量栄養素パウダーの配布、普及活動等
- ビル&メリンダゲイツ財団：栄養強化食品や微量栄養素パウダーの配布、普及活動等

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、連邦首都区において、栄養改善のマニュアル、ガイドライン作成、普及員の能力強化を行うことにより、食を通じた効果的な栄養改善アプローチの開発及びマルチセクター体制の構築を図り、もって、同地域における食を通じた栄養改善アプローチの実施に貢献するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

連邦首都区（FCT）農村部

（パイロットプロジェクトサイトはプロジェクト開始後に C/P 含むプロジェクトチームにより決定）

(3) 本事業の受益者

直接受益者：カウンターパート機関の行政官、普及員、パイロットプロジェクト地域の妊婦、2歳未満の乳幼児及びその母親、約 4,000 名

最終受益者：パイロット地域の全住民

(4) 総事業費（日本側）

約 4 億円

(5) 事業実施期間

2019 年 1 月～2024 年 7 月を予定（計 66 か月）

(6) 事業実施体制

連邦首都区庁（経済計画・研究・統計部、農業開発プログラム部）

なお、本事業のカウンターパート機関は、連邦首都区庁（FCT Administration (FCTA)）とするものの、連邦政府との連絡・調整を通じて、ナイジェリア全国で適用可能な栄養改善

アプローチの確立を図る。

(7) 投入（インプット）（想定）

1) 日本側

【専門家派遣】

総括/農村開発/組織強化

業務調整/栄養改善

農業・保健・水衛生・フードプロセッシング/マーケティング・ジェンダー等

【機材供与】

大規模な機材供与は予定していない

【在外強化費】

ローカル人材傭上費、現地セミナー開催費、教材作成費等

【研修員受入】

国別研修

第3国研修

2) ナイジェリア国側

カウンターパートの配置とその人件費及び内国旅費

プロジェクト事務所用スペース及び家具

プロジェクト実施に必要な経費（光熱費・プロジェクト事務所修繕費等）

研修実施経費の一部（出席者交通費等）

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

ナイジェリアは、JICA が立ち上げた IFNA の重点国となっており、2017 年 7 月に行われた「食と栄養に係る基礎情報収集確認調査」で特定された国レベルの栄養改善に係る課題をもとに、「IFNA Country Strategy for Actions (ICSA)」が策定される予定。本事業は IFNA により得られた情報・教訓を活用するとともに、活動の成果を IFNA 全体へフィードバックするなど、密に情報共有、連携活動を行う。

2) 他援助機関等の援助活動

現地 NGO の CRS (Catholic Relief Service) が USAID の Feed the Future の実施機関として、FCT 内の一部の地域において栄養改善に係る事業（レシピ開発、料理教室、家

庭菜園、小規模家畜の推進、WASH(Water, Sanitation, and hygiene)等)を行っている。
CRS の事業から得られた事例、教訓を本事業においても活用する。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (A, B, C を記載) C

② カテゴリ分類の根拠

環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどない。

2) 横断的事項

特になし

3) ジェンダー分類 : 「GI(S)ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

子供及び女性を主な裨益者とする案件であり、対象世帯の女性が摂取する食事の多様化が指標の一つとされている。このために行う生産や所得向上、啓発等の活動はジェンダー平等推進にも貢献する。

(10) その他特記事項

特になし

4. 協力の枠組み

(1) 上位目標

食を通じた栄養改善アプローチがマルチセクター体制によりナイジェリア国連邦首都区で実施される。

指標 食を通じた栄養改善アプローチを踏まえた新たなプロジェクトが、6 つの Area Council(AC)の合計 XX³カ村において実施される。

(2) プロジェクト目標

食を通じた効果的な栄養改善アプローチが開発され、そのアプローチ実施のためのマルチセクター体制が構築される。

指標 1-1 食を通じた栄養改善アプローチが連邦首都区食料栄養委員会に承認される。

指標 1-2 連邦首都区食料栄養政策が本プロジェクトからの学びを踏まえて改定される。

³ なお、上位目標、プロジェクト目標、成果の指標において「XX」で示される数値部分は、第 1 年次にパイロット地域で実施されるベースライン調査の結果を踏まえて設定され、第 2 年次の JCC 会合において決定される予定である。

(3) 成果

成果 1. パイロット地域における栄養課題が特定される。

成果 2. 食を通じた栄養改善のための活動マニュアルが完成する。

成果 3. 農業・農村開発局の農業女性課に所属する分野専門家、普及員、食を通じた栄養改善に関連するナイジェリア国連邦首都区庁職員の能力が向上する。

成果 4. 食を通じた栄養改善アプローチの運用ガイドラインが開発される。

成果 5. 食を通じた栄養改善アプローチがマルチセクターの調整を通して実施される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

パイロットサイトの治安・政情が極端に悪化しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

FCTA の食と栄養に関する政策が大幅に変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

ナイジェリア「ラゴス州母子健康強化プロジェクト」では、一次医療施設でのサービスの質が低いという問題が背景として存在していた。プロジェクトでは母子保健サービスに関する SOP(Standard Operating Procedure)の作成支援やその研修が、相手国側の政策やシステムに合わせて、また相手国政府のオーナーシップや相手国政府による事業の継続性を重視して実施された。その結果、質の高い母子新生児サービス提供の基盤が整備された。

(2) 本事業への教訓

本事業においては、相手国政府の体制強化、連邦首都区職員・普及員の能力強化を支援する活動において、先方政府及び職員・普及員のオーナーシップ、相手国政府による事業の継続性を重視するべく、既存の政策や事業の実施システムに沿った活動の立案・実施をプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、ナイジェリア及び連邦首都区の開発政策、ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6 か月	ベースライン調査
-----------	----------

事業終了 3 年後	事後評価
-----------	------

以上